平成２１年（フ）第３９３号
愛知県一宮市起字下町210番地２
債務者　水谷　典子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０９号
沖縄県うるま市みどり町５丁目21番17号　シャトレ天願Ⅱ202
債務者　金城　良美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５２号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜566番地10―２Ｆ
債務者　スミス亮子（旧姓次呂久）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第５６７号
埼玉県川口市安行出羽２丁目７番７号　スペリオルＫ101
債務者　大塚　政巳
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
埼玉県鳩ヶ谷市南７丁目35番12号　シティ７丁目203号
債務者　冨澤　正己
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８２０号
さいたま市岩槻区西町１丁目７番10号　幸荘８号
債務者　川崎　秀雄
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１５号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町５丁目９番７号
債務者　今井　　明
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１００号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　県営大宮七里団地ＲＦ―304
債務者　黒木　敏行
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２９号
埼玉県川口市金山町13番30―507号　コスモ川口サンスクェア
債務者　小川　貞子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３７号
さいたま市南区曲本１丁目10番３号304
債務者　本田　正和
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３８号
さいたま市南区曲本１丁目10番３号304
債務者　本田　藤江
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目８番３号
債務者　金子　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
埼玉県越谷市大字砂原248番地４
債務者　柳澤　順子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目374番地１　岡庭荘102
債務者　大須賀和江（旧姓影島）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
埼玉県草加市吉町３丁目３番55―２―607号
債務者　齋藤　和夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
埼玉県草加市吉町３丁目３番55―２―607号
債務者　齋藤　眞弓
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
千葉県香取市福田959番地100
債務者　齋藤　政治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第５５８０号
大阪府高槻市神内２丁目４―28　フォレストヒル304号、住民票上の住所京都府南丹市八木町八木杉ノ前26番地３
債務者　鈴木　伸明
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部